

入札説明書

宮崎県が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等（以下「仕様書」という。）について疑義がある場合は、下記 14 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年6月8日（月）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約内容及び数量 eLTAX用モノクロレーザープリンタ及びL2スイッチ各7台の賃貸借及び保守
- (2) 契約期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで(60ヶ月長期継続契約)
- (3) 納入期限 令和8年7月31日
- (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 契約内容の仕様及び数量等

別紙仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(2)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合。

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種、営業種目が賃貸業務で、種目が電算機器又は事務機器であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、当該第三者として貸付けを行う者は、自ら入札に参加することはできない。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (7) この公告日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者。
- (8) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有するものであること。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、5の入札参加資格を証するため、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類及び部数

競争入札参加資格確認申請書（別記様式1） 1部

(2) 提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時

(3) 提出場所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県庁本館3階 宮崎県総務部税務課 税務電算担当

電話番号 0985 (26) 7019

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到達したものを有効とする。

(5) 提出書類に関し、本県から説明及び追加資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 提出された書類をもとに確認審査を実施し、サービスの提供をすることができるものと認められた者に限り、入札に参加することができる。

(7) 入札参加資格の結果は、文書で通知する。

7 契約条項の掲示、入札説明書及び仕様書の交付場所等

(1) 場所：宮崎県総務部税務課税務電算担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 0985 (26) 7019

(2) 期間：令和8年6月8日（月）から令和8年6月17日（水）まで

（土曜日及び日曜日、祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

ただし、本件入札に関する質問については令和8年6月17日（水）まで受け付ける。（土曜日及び日曜日、祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

9 入札

(1) 入札に参加する者は、入札書（別記様式2）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(2) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は、代表者の職及び氏名を含む。）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）したものを提出しなければならない。

(3) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、入札者の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

